

事務連絡
令和2年10月8日

建設業労働災害防止協会 技術管理部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室長

くさび緊結式足場の労働安全衛生規則第570条及び第571条の適用について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、東京労働局労働基準部長から別添1のとおり、りん伺があり、別添2のとおり回答したことを通知いたします。

引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。

東労基発 0401 第 1 号
令和 2 年 4 月 1 日

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長 殿

東京労働局労働基準部長
(公印省略)

労働安全衛生規則第 570 条及び第 571 条における
くさび緊結式足場の取扱いについて (照会)

労働安全衛生規則 (以下、「則」と言う。) 第 570 条及び 571 条には、鋼管足場に関する規定として、単管足場とわく組足場について規定されていますが、近年はくさび緊結式足場が中層以上の建築工事において多く使用されている実情にあります。これに関し、則第 570 条及び 571 条におけるくさび緊結式足場の取扱いについて疑義が生じたので、下記のとおりお伺いします。

記

1. 照会内容

くさび緊結式足場は鋼管足場に該当するものと思料しますが、則第 570 条及び 571 条において、くさび緊結式足場は「単管足場」に該当するものとして取扱い、これに違反する事実が認められた場合には同条違反と取り扱うこととしてよろしいか。

具体的には、足場に係る計画の届の審査時においては、壁つなぎの間隔が則第 570 条第 1 項第 5 号イの単管足場の欄に規定する間隔を満たしていなければ、法令違反として工事計画変更命令を行うものとし、監督指導時等に当該事実を認めた場合には、同条違反として是正勧告できるものとして取り扱ってよろしいか。

また、則第 571 条においても、くさび緊結式足場は単管足場として取扱い、則第 571 条第 1 号から第 4 号までの規定が適用されるものとして取り扱ってよろしいか。

2. くさび緊結式足場の概要

くさび緊結式足場とは、一般的に緊結部付支柱、緊結部付布材及び緊結部付腕木等を用いて組み立てられる足場であり、仮設工業会において「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」の認定基準に適合し、認定を受けた部材を使用し組み立てられる足場をいう。」と定義されているが、安全衛生法令上の定義はなされていない。

従前は主に低層建築に使用されていたが、近年では高さ 31mを超える建築工事にも使用されることがある。

3. 背景・理由

平成 27 年 3 月 5 日「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に係る意見募集について」に対して寄せられた御意見について」（パブリックコメントに対する回答）においては、「くさび緊結式足場は、鋼管足場のうち、単管足場に含まれます」と記述されている。

また、「くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術基準」（仮設工業会）においては、壁つなぎの設置間隔は垂直方向 5.0m、水平方向 5.5m以下の間隔とする必要がある旨規定されており、壁つなぎを必要とする間隔は、単管足場と同等と思料する。

他方で、昭和 34 年基発第 101 号には、単管足場とは、「現場で鋼管を継手金具及び緊結金具を使用して丸太足場と類似の構造に組む足場をいうものであること」と規定されており、緊結金具を用いないくさび緊結式足場は、則に規定する単管足場に必ずしも当てはまらないものとも思料する。

また、J I S A8951-1995 においては、「鋼管足場は、単管足場と枠組足場とに区分する」とされ、単管足場の定義として、「鋼管を工事現場において緊結金具を用いて組み立てる建て込み足場をいう」とされており、緊結金具を用いないくさび緊結式足場は J I S で規定するところの単管足場には該当しないものと思料する。

仮に、くさび緊結式足場が、則第 570 条及び 571 条に規定する単管足場にもわく組足場にも該当せず、従って同条の適用がないとした場合、くさび緊結式足場において壁つなぎがないことや、不適切な建地の間隔等があった場合に法令違反を根拠とする是正を事業者に求めることが困難になり、結果として労働者の安全の確保に著しい支障が生じるものと思料する。

他方で、則の規定や J I S の記述に照らし、くさび緊結式足場は明確に単管足場と言い切れない可能性があることから、今般照会させていただくもの。

基安安発 1005 第 1 号
令和 2 年 10 月 5 日

東京労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

労働安全衛生規則第 570 条及び第 571 条における
くさび緊結式足場の取扱いについて (回答)

令和 2 年 4 月 1 日付け東労基発 0401 第 1 号「労働安全衛生規則第 570 条及び第 571 条におけるくさび緊結式足場の取扱いについて (照会)」により照会のあった件については、下記のとおり回答する。

なお、本内容は本省監督課と協議済みであることを申し添える。

記

くさび緊結式足場 (※1) は、鋼管足場の区分上、「単管足場」に分類され、照会のあった労働安全衛生規則第 570 条第 1 項第 5 号イ及び同則第 571 条第 1 号から第 4 号 (※2) までの規定が適用される。

※1 単管足場に相当する部材として、建地に緊結部付支柱、布に床付き布わく及び緊結部付布材等、緊結金具にくさびによる緊結部を使用するもの。

※2 単管足場用鋼管規格 (日本工業規格 A 8 9 5 1 (鋼管足場) に定める単管足場用鋼管の規格) に適合する鋼管を用いて構成されるくさび緊結式足場については、労働安全衛生規則第 571 条が適用されるが、単管足場用鋼管規格以外の鋼管を用いて構成されるくさび緊結式足場については、労働安全衛生規則第 572 条が適用される。